

1. 自転車への期待と課題

自転車は、交通、環境、健康増進など様々な効果をもたらす可能性がある乗り物です。そして、サイクリングや災害時など様々な場面の移動手段として、利用価値が高まっています。

笠間市では、公共交通の現状や観光の特性などから、自転車の活用促進が将来像である「文化交流都市かさま～未来への挑戦」の実現に有効な乗り物と考えられることから、自転車の活用を促進していきます。

一方で、「通行上の安全」に不安がある方が多く、自転車の利用は1割弱にとどまり不安の解消を図る必要があります。また、鉄道以外の市内公共交通に対する実感度の向上、観光での周遊性の向上といった課題が挙げられます。

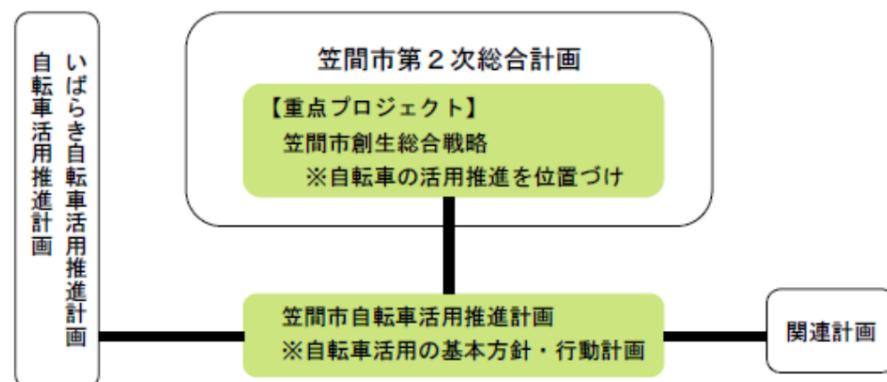
この中で、自転車活用推進法の制定といった国や県の取組みに加え、本市でも自転車の安全利用に関する条例の制定、市内団体が実施するサイクリングイベントの実施など、自転車活用の機運に盛り上がりが見られ、この流れを適切に受け止めた公民連携による自転車活用の展開を図る必要があります。



2. 位置づけと期間

笠間市自転車活用推進計画(以下「計画」という。)は、国の自転車活用推進計画及び茨城県のいばらき自転車活用推進計画を勘案した自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条に基づく市町村版自転車活用推進計画として策定します。また、笠間市第2次総合計画を上位計画とし、重点プロジェクトとして位置づけを図りながら、自転車活用を推進するための基本方針及び行動計画とします。

計画期間 令和2年度から
令和4年度まで



3. 基本的な考え方

自転車への期待や課題を踏まえ、笠間市自転車活用推進計画(以下「計画」という。)の策定から推進に至るまで、自らの行動につながる「交流が生まだす楽しさ」をコンセプトとし、市の特性、既存資源及び既存の事業を最大限に活かしていくことを念頭に置きながら、実行と改善による活動を公民連携により推進することを計画の基本的な考え方として設定します。

自らの行動につながる「交流が生まだす楽しさ」

- 市の特性・既存資源の活用
- 実行と改善による活動
- 公民連携による推進

4. 基本目標と施策方針

計画期間における基本目標は、「持続する都市づくりに資する生活・観光の双方における移動手段としての自転車の確立」とします。また、目標の達成に向けて、「全世代における自転車への親しみ・安全意識の向上(教育)」、「走行環境を含む自転車での移動利便性の向上(環境整備)」、「広域・周遊ツーリズムの推進による地域活性化(ツーリズム)」の3点を施策方針とします。

持続する都市づくりに資する

生活・観光の双方における移動手段としての自転車の確立

(目標指標) 自転車による交通手段分担率 9% → 15%

【教育】

全世代における
自転車への親しみ・安全意識の向上

【環境整備】

走行環境を含む
自転車での移動利便性の向上

【ツーリズム】

広域・周遊ツーリズムの
推進による地域活性化

5. 主な取組み

1. 教育 ～全世代における自転車への親しみ・安全意識の向上～
 【重要業績評価指標】 新たに自転車を利用する市民の割合 0% → 15%

基本方針	取組み概要
1-1 安全教育の推進	全てのユーザーに対するルールの認知度向上策の展開及び実態に応じたライフステージ別の安全教育の充実に向けた取組みの展開
1-2 利用者の拡大	自転車の楽しさ等の発信及び具体的な利用効果の把握等を通じた可視化等の取組みの展開

2. 環境整備 ～走行環境を含む自転車での移動利便性の向上～
 【重要業績評価指標】 自転車利用において安全を懸念する市民の割合 73% → 60%

基本方針	取組み概要
2-1 安全な走行環境の構築	生活交通及び市内散走等のモデル区間の設定など、自転車ネットワーク計画に基づく計画的な通行空間の整備等の取組みの推進
2-2 公共交通機関との連携促進	公共交通における自転車の位置付けを図りながら、利便性の高いサービスの構築に向けた取組みの推進

3. ツーリズム ～広域・周遊ツーリズムの推進による地域活性化～
 【重要業績評価指標】 レジャー等の移動で自転車を利用する割合 5% → 15%

基本方針	取組み概要
3-1 市内散走(周遊ライド)の推進	教育及び環境整備における取組みの効果向上に向けた、店舗等との連携による新たなサービスの展開等の推進
3-2 広域ツーリズムの推進	気運の高まりを受けとめる受入態勢の構築及び茨城県、近隣自治体との連携による活性化に向けた取組みの推進

6. 自転車ネットワーク計画の概要

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年 国土交通省・警察庁)」や「いばらき自転車ネットワーク計画」の内容を踏まえながら、「安全・安心な自転車通行空間の整備」、「暮らしと観光が融合した魅力ある自転車環境の形成」、「広域のサイクリングにつながるネットワークの形成」を方針として、整備形態等を定めます。また、ネットワーク計画は、計画期間に関わらず長期的な視点で整備、形成を図ります。

- ① 安全・安心な自転車通行空間を整備する
 - ・通学、通勤、買い物等で安全・安心な自転車通行空間の整備
 - ・交通安全確保の面から、重要度の高い自転車通行空間の整備
- ② 暮らしと観光が融合した魅力ある自転車環境の形成
 - ・日常利用や観光目的における利便性の向上
 - ・主要軸となる路線をつなぎネットワークを形成
 - 「各観光拠点を周遊するルート」
 - 「北山公園を周遊するルート」
 - 「愛宕山を周遊するルート」



- ③ 広域のサイクリングにつながるネットワークの形成
 - ・自転車利用をサポートする拠点の形成(既存施設を極力活用)
 - ・サポートステーション、休憩拠点等の整備
 - 「つくば霞ヶ浦りんりんルート方面へつながる土浦笠間線」
 - 「奥久慈里山ヒルクライムルート方面へつながる日立笠間線」
 - 「大洗・ひたち海浜シーサイドルートへつながる茨城岩間線」

—	ネットワーク路線(国・県道)
—	ネットワーク路線(市道)
- - -	県ネットワーク路線
—	高速道路
- - -	鉄道